

平成23年10月15日

No.263

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
経営支援の実際とそのあり方等について
～第1回 総括畜産コンサルタントが語る過去と未来～ 迫田 耕治
- ② セミナー生産技術
現場に即した養豚技術
第3回 初期投資を抑える、中古物件の利用による養豚経営のすすめ 山下 哲生
- ③ 行政の窓
飼養衛生管理基準を見直し、10月1日付けで施行 編集部
- ④ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)
の肥育牛補填金単価について
- ⑤ あいであ&アイデア
牛の確保に廃物スキーストックを利用 木村 昭彦

社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlja.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlja@jlja.jp

セミナー 経営技術

経営支援の実際とそのあり方等について ～第1回 総括畜産コンサルタントが語る過去と未来～

(社)北海道酪農畜産協会 迫田 耕治

畜産経営支援といっても多種多様であります。それぞれの畜産協会でも異なりますし、人や担当部署によって、支援の考え方、やり

方はさまざまな方法があると思います。ここでは、私が、長い間、取り組んできた旧畜産会の流れをくむ経営診断による畜産経営支援の方法を紹介していきます。

執筆者プロフィール

迫田 耕治 (さこだ こうじ)

1955年、広島県生まれ。
1978年、帯広畜産大学畜産経営学科に入学。1978年に卒業後、(社)北海道畜産会に入会し、経営診断業務を主体に従事。1998年に、(社)北海道畜産会が家畜の登録を行う肉用家畜協会、機械等の貸付を行うリース協会と合併し、(社)北海道酪農畜産協会となつてからもいくつかの部署で業務に従事する傍らコンサルテーション業務も実施。現在は事務局次長兼経営支援部長。



入会～OA化前

私が入会した昭和53年。現在のようにパソコンはなく、経営診断のためのツールといえば電卓でした。その前まではソロバンです。畜産会に入った時の私の上司は、ソロバンをはじいて損益計算書を作っていました。

当然、農家の関係資料も、現在のような電子データは一切なく、伝票つまり、紙の世界でした。農協に行って農家の取引を調べよう

とすれば、伝票の束がドンと出てきます。1枚1枚めぐりながら該当農家を探し出し、金額や内容を手で集計用紙に転記し、電卓で足し算、引き算、最後に検算。手書き（鉛筆）で複写するので転記ミスや記入漏れがあり、何度もやり直す。大変な時間がかかりました。

農協での調査を終えると農家に行き行って聞き取りです。帳面や牛舎に張ってあるカレンダーなど記録記帳されているものをかき集めると同時に、本人の記憶を呼び起こさせ、頭の中にあるものを調査することになります。

このようなものですから、1件の農家を調査するのに、農協で1日、農家で1日の2日を要します。今でこそ飛行機を使ったり、JRもスピードアップしましたが、当時の移動は国鉄の急行でしたので、行きに1日、帰りに1日が必要で、農家1事例を調査するのに4日もかかっていました。調査資料を持って事務所に帰ってからが大変です。電卓で計算、検算。集計も紙と鉛筆の世界です。分析表も手書き。そして最後にガリ版刷りで報告書（助言書）を作成していました。

それから比べると、現在はパソコンが当たり前のように机にあります。簡単に文書を書け、数値データも電子化されています。資料は、必要な時にFAXやメールでもらえるようになり、調査や分析、報告書の作成が過去と比べ物にならないくらい容易にできるようになりました。さらに、経営データを集計・整理し、経営分析・財務諸表を作成するわけですが、中央畜産会で企画・開発された診断システムのCCCS、簡易診断システム、経営分析

システム、さらにネットワークを利用したシステムにより処理も高度化されました。

経営診断の価値～いま・むかし



今から思うと、昔は農家の実態を数字にしてあげるだけで、結構感心され、喜ばれたのではないかと思います。あのころの診断の目的は、「経営の内容、状況を明らかにして欲しい」といったものが多かったと思います。「お宅の搾乳牛の乳量は〇〇kgで、分娩間隔が〇〇ヵ月」と言うだけで感心されました。

もともと、経営の内容を明らかにして欲しいという要望は今でもあります。しかし、多くの農家では、畜産に関する情報があふれる世の中になり、また、データを簡単に手に入れることができるようになって、農家や農協が協会の診断や支援に対して求めるものが変わってきているのではないかと思います。

昔みたいに、「あなたの経営数値は……」と説明しても、「そのくらいのことは分かっている」と言われかねません。とは言いながらも、別の機会に、実際に現場で数値的なことを話題に出しても即答が得られず、農家も農協担当者も「案外、分かっていないんだなあ」ということもよくあります。

経営診断に用いるデータ



(1) 酪農の場合

酪農では、牛群検定（以下、「牛検」）で飼養頭数や繁殖成績、生産技術はほとんど分かります。また、北海道には農協組合員勘定（通称「クミカン」）という仕組みがあり、科目

ごとに農協取引がデータ整理されているので、飼料費、種付代、肥料代などといった集計値がでます。青色申告も大体やっているのでほとんどの経営経済数値が分かります。年間の販売乳量、脂肪率、無脂乳固形分率なども農協に集計値があります。

経営の概要、おおまかな状況であれば、データや帳票、数値を集めると、案外、簡単に分かるのです。だから、普及センターなどさまざまな機関が各種資料を作って提供しています。ただし、畜産会で行っているように、収益、生産技術、負債・安全性まで、経営状況をそれなりに詳しく把握できる資料となると、データがそろっていても手間はかかります。

(2) 肉用牛の場合

肉用牛では、本協会に登録改良部がありますので、繁殖台帳、育種価情報、交配シミュレーションなどの情報を提供しています。どちらかといえば個体情報の提供が中心です。農場全体の集計や比較的なものはありません。

牛検には個体別と農場全体成績の提供がありますが、肉用牛繁殖の場合は、現在のところ個体成績までです。農協、農家が独自でまとめている場合もありますが、公的な数値はまだありません。本協会の登録改良部がこれからの支援サービスとしてまだまだやれるのではないかと思います。

経営経済状況ですが、肉用牛農家もクミカンや青申のデータはありますが、北海道の和牛繁殖経営となると、専業経営も増えてきてはいますが、まだまだ多くは耕種との複合経営です。このためクミカンもごちゃごちゃに

なっています。飼料費や種付代のような畜産部門にしか発生しない科目は肉用牛と判断できるのですが、肥料代や修繕費、燃料費などは肉用牛と耕種の両方にかかってきます。

酪農は専業経営の率が高く、クミカンの集計＝酪農経営で判断できますが、肉用牛はそうはいかない。部門間で仕分けや按分をしないと肉用牛の経費は分からず、生産原価や損益計算も分からないということになります。

酪農と肉用牛を比べると、酪農は、牛乳出荷で日銭が入り、年間産乳量と乳代収入が原則として連動します。しかし、肉用牛は、今年の子牛販売収入は去年の生産活動の結果であり、今年の子牛生産活動の結果は来年の販売収入になります。一貫経営の場合はさらに長くなります。

酪農は、販売物は牛乳、販売物の生産基盤は牛ですが、和牛経営は販売物は牛で、生産基盤も牛です。生産基盤確保のために保留が多くなると当然販売物は減ることになり、販売実績やクミカンだけでは、経営の実態、数値がつかみにくくなります。個体の情報と経済情報のマッチングが必要です。ちなみにこのマッチングを効率よく行うために、当会では中央畜産会が大家畜畜産経営データベースで提供する経営分析システムを使用しています。

JAや普及センターの肉用牛経営に対する指導内容をみますと、飼料給与などの飼養管理面の指導、市場成績の集計などがほとんどで、生産原価や所得といった経営に関する指導は少ないように感じます。

(3) 養豚の場合

私が畜産会に入ったころは、道内の養豚農家戸数も4桁ありましたが、現在は300戸弱と激減です。大型の企業養豚では、会社内で経営管理や指導できる人を置いています。一方、農家養豚ですが、道内で1JAで養豚農家が片手で数えられる程度というJAも多々あります。農家数が減れば、指導に携わる人も少なくなり、普及センターやJAで養豚のことが分かる指導員はいないのではないのでしょうか。

このような状況下で養豚農家を指導しているのは、配合飼料メーカーと医薬品メーカーです。ただし、養豚農家の経営分析のデータとなると、例えば母豚台帳、分娩成績、産子数、離乳頭数などのデータは、農家が自らノートやカレンダーあるいはパソコンで管理しています。取引は、クミカンがあるので、販売金額や飼料費などの集計値は容易に出てきますが、出荷成績は伝票があるものの、集計分析は自分でしなければなりません。経営の状況を把握するために集計分析するには手間がかかるのです。

昨年度、緊急支援資金融通事業で、何年ぶりで養豚の経営改善案件が上がってきました。本協会内の担当部署で対応を協議した結果、私に対応方法を聞いてくるのです。「養豚の改善計画書はどうやってつくるの?」「改善計画書が上がってきたが数字が読めない」などなど。前述のように、養豚の分かる指導員は普及センターやJAにはほとんどいません。数値はなんとか集計し分析値を出しても、それを判断できる経験のある者はいないと思います。たぶん、うちの協会でも養豚の経営

診断をしたのは私が最後になりそうです。

経営診断を人間の世界に例えると



経営診断を人間の世界における医者に例えると、「定期健康診断」みたいなのではないのでしょうか。メタボとか、血圧が高いとか、自分の体の状況を数値で示されます。何でもなければそれで安心します。一方、数値が高い、低い場合は、町の開業医に行って、診察、薬を処方してもらい、それでもなかなか症状が改善されない場合は、精密検査のために地域の大病院に行き、そこでもらちがあかない状態だと大学病院へ回されます。このように、広く拾う定期健康診断を底辺に、高度治療をする大学病院を頂点にピラミッド型になっているのではないかと思います。

畜産経営に置き換えて考えてみましょう。定期健康診断のように、経営の状況の良しあしを数値で示すものとしては、酪農の場合、牛検やクミカンなど普段から適時、示されるものがあります。これらのデータを日常的に見ながら、ああだこうだと話をするのがJAであり、いわゆる家庭医みたいなものです。

具合が悪くなった時に訪ねるのが、近くの専門医である普及センターやNOSAIという地域の関係機関でしょう。さらに悪い症状になったり、高度な治療を受けたいと思っていく大病院が試験場です。

それでは、畜産協会はどこの位置にいるのかと考えると、人間ドックといったところではないのでしょうか。総合的に技術から収益性、負債・安全性の状況まで調べます。また、救

急病院的に依頼されることも多々あります。病院でも医者から「何でこんなに悪くなるまで放っておいたの」と怒られることがあります。経営診断も、にっちもさっちもいなくなつて、何とかして欲しいと相談されることがあります。この場合、医者と同じく「何でこんなに悪くなるまで放っておいたの」としか言えないことも多くあります。

実際、引導を渡すためのコンサルテーション（以下、「コンサル」）もやってきましたが、気持ちの良いものではありません。人間の医者のセリフではないけれども「もっと早く相談を」と言いたいのが本音です。ただし、ここで忘れていけないのは、「そのようにならないためには協会に相談を上げてくれる強力な関係を地元とつくっておく」ことです。何かあったら、何かある前に、畜産協会に気軽に相談しようというようになればいいのです。手遅れの農家ばかり持ち込まれないようにするために考えなければならない点です。

北海道酪農畜産協会における 診断体制



本協会の経営支援部コンサル課では、現在3人で50件ほどのコンサルを行っています。この中には約20件の新規就農者のコンサルも含まれます。農業開発公社の農場リース事業者（新規就農者）に対するコンサルです。農場のリース期間は5年なのですが、5年後の買取の際に、立派に離陸でき、地域の新たな畜産の担い手になるよう、経営診断を行い指導しています。具体的には中間の3年目から経営診断を開始し、5年目の売り渡しの際に

自立して営農できるように課題を整理し、その克服に向けて助言を行っています。

残りの30件は一般公募しています。年度始めに「道内のJAに診断をしませんか」と募集をかけます。ちなみに1件10万円の診断料をいただいています。ただし、旅費、人件費、共通管理費を合わせるとコストは、2倍以上かかっています。

申し込みがあると、現地と調整して診断に入るわけですが、事前に通信回線で、クミカンデータは農協から、牛検データや個体識別データはデータベースで取得します。和牛の登録データは協会内の担当部署から必要に応じてもらっています。これらを整理したうえでJAに行って不足分を現地調査します。

その後、農家に行つて聞き取り調査します。収集したデータでも、使途が不明なものが結構あります。農家に聞かないと分かりません。また、経営主でないと分からないもの、労働時間や牧草をロールで何個取ったの、などを聞き取ります。

資料を持ち帰つて分析に入りますが、本協会では、酪農は独自の分析システムを使っています。北海道ならではの事情ですが、とくに自給飼料生産部門に係る費用を詳細に分離することが必要なためです。

分析が終わり、分析帳票、数値がでたら、それをみながら現状分析と改善対策を検討して、コメントを作成します。そしてJA、農家を再訪して、説明、指導ということになります。（つづく）

（筆者：社北海道酪農畜産協会事務局次長兼経営支援部長）

セミナー

生産技術

現場に即した養豚技術

第3回 初期投資を抑える、中古物件の利用による養豚経営のすすめ

(有)黒豚振興エージェンシー 山下 哲生

今年8月に農林水産省が公表した畜産統計(平成23年2月1日現在)によれば、全国で子取り用めす豚を飼養する養豚場4960戸のうち、20%に当たる母豚200頭以上の農場(1040戸)で、日本全体で生産される豚の70%を超える頭数を生産しているということが分かります。

大規模な養豚場はますます大きく、小規模な養豚場は消滅の瀬戸際に立っていることがうかがえます。

国際競争の中でわが国の養豚経営に求められるのは、「コスト削減」と「販売単価のアップ」の2点に尽きます。

このうちコスト削減のための方法として、前号(No.262)では「買う」ではなく「借りる」ことを紹介しました。今号では、中古物件を「借りる」または「買う」によって、初期投資を抑え、減価償却に占める借入割合をなるべく減らし、コスト削減につなげるひとつの方法を紹介します。

運転してそれから、新車に乗り換えてもよいと思います。現在、経営している養豚場をそっくり借りる、あるいは買うという手段もあります。

賃借料も問題になりますが、その養豚場の条件を吟味することが重要となります。どちらかという、物件を貸しても良いという農場は、問題を抱えているケースが多くみられます。

注意しなければいけないのは、

- ①公害問題での閉鎖
- ②経営、成績不振からの撤退
- ③衛生環境の問題が非常に難しい場合(養豚団地や養豚密集地帯)
- ④近隣の住民とのトラブル
- ⑤地理的に難しいところ(進入道路が極端に狭い、自然災害を受けやすい)

などが想定されることです。

これらのうち、②を除くケースでは、入ったら苦勞するばかりだと思った方がよいでしょう。

このような詳細情報は、地元の人づてに聞くこともさることながら、その地域に根ざした畜産関連会社に聞くのが一番です。

特に、経営や近隣との関係などの情報は、

協力者探し～取引から取り組みへ

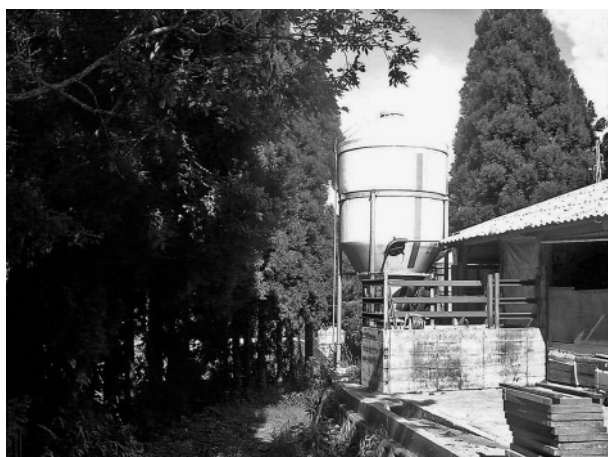


「いかに初期投資を抑えるか」。自動車も同じですが、初心者は、まず、中古車で馴らし

飼料会社の営業担当者が一番詳しいものです。なぜなら、飼料会社は、可能であれば飼料の売り込みを行うことも考えていますから、問題の多い物件を紹介することは避けるものです。かえって、調整してくれる場合も多いと思います。

私が、最初に大分県で始めた農場も、地元の飼料代理店から借りたものです。飼料販売会社の“ひもつき”になるのでは、といぶかる見方もありますが、近年のように年々畜産農家戸数が減少し縮小する中では、飼料会社でも安定した取引先を求めており、しっかりとした経営感覚をもっている人には支援を考えてくれるようです。

経営者の視点で言い換えますと、単なる取り引きではなく、「取り組み」として動いてくれる関連業界の人脈が必要なことです。前出の飼料販売会社のほか、動物医薬品や施設機器具販売会社、そして私たちのようなコンサルタントも活用できます。



私が最初に借りた大分県内の豚舎。貸し主は母豚30頭規模の一貫経営であった。小さな施設であったが、袋小路に位置するため、防疫面での対策を講じやすいという利点があり、種豚生産には最高の場所であった。

とにかく、人脈を通じて情報を集め、より良い条件で、「借りる」あるいは「中古を買う」という判断があってもよいのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、何よりも大切なことは、貸し主、売り主を筆頭に、理解のある近隣住民との太いパイプづくりです。

賃貸料の決め方



普通の取り引きと同様、賃借料も根拠がなければいけません。すぐに使えるような豚舎設備であれば、生産コストから割り出すのも一つの方法です。

私の場合、生産コストに占める設備費の割合を枝肉単価で1kg当たり23円とみています。

経営計画を立てる際には、出荷豚1頭当たり、以下のような減価償却費を生産コストの中に組み入れ、計算しています。

出荷豚1頭当たり償却費用

$$\begin{aligned} &74\text{kg}(\text{平均枝肉重量}) \times 23\text{円} \\ &= 1,702\text{円} \div 1,700\text{円} \end{aligned}$$

生産できる頭数は、養豚の場合、特に分娩柵の数によって決まるといってもよいでしょう。10～16の分娩柵を有する農場では、1ヵ月で肉豚を約100頭出荷することが期待できます。このような農場であれば、以下の金額を1ヵ月の賃借料の基本金額として考えればよいでしょう。

1ヵ月の賃借料（基本金額）……10～16の 分娩柵を有する農場の場合

1,700円×100頭＝170,000円

ただし、かなり改造を必要とする場合、新たな設備を入れないと稼働できない場合なども少なくありませんから、そのような時には、新たな投資分を考え、その分を差し引いて賃借料を決める必要があります。

物件によっては、借入金の残額、帳簿上の減価償却費、それらに加えて多少の退職金相当額を加味した金額を貸したい側が試算し、提示してくることが時々あります。

このような場合にも日ごろから考えておかなければならないのは、前述した、対象設備にかかる「減価償却費」です。

「賃借料」は、毎月の出荷の有無に関係なく、飼料費、水道光熱費と同様に出ていくものですから、無理のない範囲で設定する必要があります。

また、鶏舎、牛舎などを養豚場として使う場合には、大幅に内部に手を入れなければならない場合が多く、よしんば、「屋根、壁」が使えればよいものと考えてください。このことから、建物・施設設備はほとんどゼロとして計算し、すなわち純粋に「地代」としてのみ捉え、「賃借料」を計算することが良いでしょう。

ここまで「賃借料」の計算手法を述べてきましたが、地域には、立地条件により、およその「相場」というものがあります。これも加味して、貸し主、借り主が双方ともに、

納得のいく結論を導き出すことが重要です。

また、畜舎は、一度使い出したら、簡単に生産を停止することはできません。1～2回の検討で決めるのではなく、暑い日、寒い日、雨の日、風の日など、気象条件の異なる日に何回か訪ねるとともに、周囲の人の意見なども参考にしながら、結論を出すことが肝心です。

契約は、しっかりと



農村では、人の紹介、すなわち口約束が重きをなしており、なかなか契約書を交わす習慣がありません。

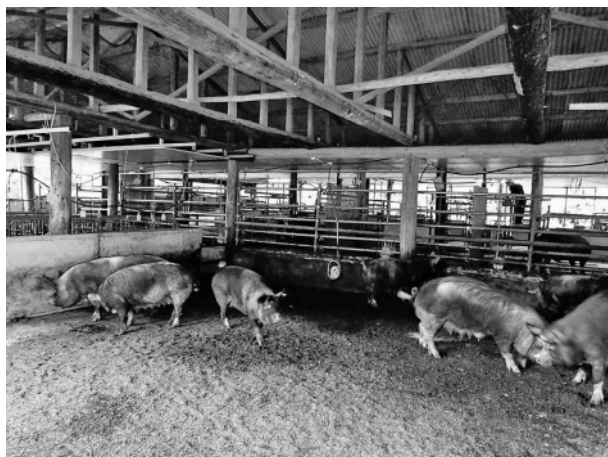
なかには、そんな書類をつくれば、「面倒になる」「自分を信用してくれないような相手なら貸せない」などと、昔気質の貸し主も見受けられます。

しかし、豚舎は生産設備であり、一度生産を始めれば、停止することができませんし、ランニングコストを含めかなりの資金がそこに投入されるわけです。

しかしながら、「借りた」施設では、諸事情から生産を停止せざるを得ない場面にも出くわさないとも限りません。

このような場面も考えて、賃貸借契約を結ぶ必要があります。

特に、双方が「諸事情により契約を解除するに当たっては、6ヵ月前（最低でも2～3ヵ月前）までに通告または話し合いで決定する」という一文をいれておかないと、借りる側としては非常に高いリスクを背負うことに



牛舎を借りて改造した種豚舎。牛舎は、天井が高く、柱も少ないので、比較的容易に自力で改造できる。

なります。

また、ワンクッションを置く意味で、できれば、仲介者として“地域の人”に保証人になってもらえば、一番理想的であると思います。

契約書では、特に、賃借料、支払方法、前

述した契約解除などの取り決めについて、不動産の賃貸借契約等を参考に作成しておくことをお勧めします。

「借りる」にあたって大切なこと

最後に、貸し主の存在を、農場を借りて生産する人にとっての支援者に位置付けることが、成功の秘訣（ひけつ）です。一番大切なことですが、貸し主が地域の畜産生産のことを思いやる一番の理解者であってこそ、「借りる」こともうまくいくのです。

日常のあいさつに加え、盆暮れの贈答、さらには小まめな経営報告や相手を立てた「相談」をすることなどで、グッドコミュニケーションを確立することが必要です。

（筆者：（有）黒豚振興エージェンシー代表取締役）

●セミナー開催のお知らせ●

（社）中央畜産会では、畜産経営の改善・技術の向上などを目的として、生産者ならびに指導者を対象に、昨年度から「畜産コンサルタントセミナー」を実施しています。
平成23年度・第1回畜産コンサルタントセミナーは次の通り開催されますのでお知らせします。

テーマ：「もうかる経営と畜産環境保全の両立—効率的な処理・利用促進の技術—」

日時：平成23年11月25日（金） 11:00～16:50

場所：アットビジネスセンター東京駅八重洲通り（東京都中央区八丁堀1-9-8 八丁堀ハタビル）

内容：①家畜ふん尿処理技術の基本① —堆肥化処理の基礎技術と堆肥の高付加価値化—
（独）農研機構 畜産草地研究所 阿部 佳之 氏／三重県農水商工部 村上 圭一 氏
②家畜ふん尿処理技術の基本② —污水处理技術—
神奈川県農業技術センター 川村 英輔 氏
③環境保全技術の基本 —臭気対策を中心に—
（財）畜産環境整備機構 畜産環境技術研究所 道宗 直昭 氏
④畜産環境保全に必要な費用 —最低限必要な設備投資—
（社）群馬県畜産協会 塩原 広之 氏
⑤総合討論 座長：（財）畜産環境整備機構 羽賀 清典 氏

※参加は事前申込みが必要です。申込み方法等、詳細はホームページ（<http://jlia.lin.gr.jp/>）をご覧ください。

※お問い合わせは（社）中央畜産会 事業第一統括部（情報業務） TEL03-6206-0846 岩東・砺波 まで。

行政の窓

飼養衛生管理基準を見直し、10月1日付けで施行

農林水産省は、このほど改正された家畜伝染病予防法に基づき「飼養衛生管理基準」ならびに「特定家畜伝染病防疫指針」の見直しを行い、10月1日付けで施行しました。畜種別に策定された「飼養衛生管理基準」のうち、「牛、水牛、鹿、めん羊、山羊」と「豚、いのしし」の基準を紹介します。また、農林水産省消費・安全局動物衛生課では、畜産農家向けのパンフレットで次のように要請しています（編集部）。

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、わが国の畜産にとってかつてないほど大きな被害をもたらしましたが、家畜伝染病による被害を最小限に止めるためには、「発生の予防」、「早期の発見・通報」および「迅速・的確な初動」が重要です。

「発生の予防」のために、空港や海港における輸入検疫の強化を行っているところですが、何より畜産農家の方々に日ごろから適切に飼養衛生管理をしていただくことが大切です。このため、今回、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を大きく見直すこととしました。

飼養衛生管理基準は、これまでは畜種別に分けることなく設定していましたが、今回は畜種別に分け、かつ、飼養衛生管理の基本となる事項について、より具体的に分かりやすく設定する方向で検討を進めてまいりました。

既に取り組まれている方もかなりおられるかと思いますが、こうした飼養衛生管理を徹

底していただくことで、悪性の家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られるかと思えます。

飼養衛生管理基準は、畜産農家の皆さんに最低限守っていただくべき事項を取りまとめたものです。改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点から、畜産農家の皆さんに順守していただくよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

また、「発生の予防」は、地域ぐるみでの対応がより効果を上げることになります。ぜひ、家畜保健衛生所等と連絡を密にし、地域の畜産農家が連携して飼養衛生管理基準の順守に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

(表1) 飼養衛生管理基準 (牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病的の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
II 衛生管理区域の設定 2 衛生管理区域の設定	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持込み防止 3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。以下同じ。）を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
6 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置	6 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
7 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置	7 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
8 海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置	8 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
IV 野生動物等からの病原体の感染防止 9 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	9 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
10 飲用に適した水の給与	10 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。
V 衛生管理区域の衛生状態の確保 11 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	11 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にする。注射針、人工授精器具その他他液体（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。
12 空房又は空ハッチの清掃及び消毒	12 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッチ（子牛を個別に飼養するための小型の畜舎をいう。）が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。
13 密飼いの防止	13 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処 14 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	14 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、

	畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
15 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	15 飼養する家畜に特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
16 毎日の健康観察	16 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。
17 家畜を導入する際の健康観察等	17 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
18 家畜の出荷又は移動時の健康観察等	18 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。
VII 埋却等の準備 19 埋却等の準備	19 埋却の用に供する土地（成牛（月齢が満二十四月以上の牛をいう。）一頭当たり五平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 20 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存	20 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1)衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあつては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。 (2)家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3)導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4)出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5)飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢
IX 大規模所有者に関する追加措置 21 獣医師等の健康管理指導	21 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。
22 通報ルールの作成等	22 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

(表2) 飼養衛生管理基準 (豚、いのしし)

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
II 衛生管理区域の設定 2 衛生管理区域の設定	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持込み防止 3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。
7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置	7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置	8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置	9 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
10 処理済みの飼料の利用	10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものを用いること。
IV 野生動物等からの病原体の感染防止 11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
12 飲用に適した水の給与	12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。
V 衛生管理区域の衛生状態の確保 13 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	13 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。
14 空房又は空ハッチの清掃及び消毒	14 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

15 密飼いの防止	15 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処 16 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	16 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
17 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	17 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
18 毎日の健康観察	18 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。
19 家畜を導入する際の健康観察等	19 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
20 家畜の出荷又は移動時の健康観察	20 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。
VII 埋却等の準備 21 埋却等の準備	21 埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 22 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	22 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1)衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあつては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。 (2)家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3)導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4)出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5)飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状、頭数及び月齢
IX 大規模所有者に関する追加措置 23 獣医師等の健康管理指導	23 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。
24 通報ルールの作成等	24 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあつては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ**肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)
の肥育牛補填金単価について****[平成23年8月]****1 頭当たりの肥育牛補填金単価**

牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年第2四半期（7月～9月）の補填金について、月ごとに支払う方式とします。

平成23年8月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第5の6の(10)の(イ)の肥育牛補填金の単価については、表1の通り公表しました。

また、補填金の支払いは、9月末までに販売確認申出書の提出を受け、10月下旬に行うこととしています。

なお、青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県、宮崎県、熊本県および鹿児島県については、平成23年8月に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則10、19および22の肥育牛補填金の単価について、表2の通り公表しました。

(表1) 肥育牛補填金の単価の算定

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
平均粗収益 (A)	737,890	494,319	281,168
平均生産費 (B)	842,744	605,629	353,079
差額 (C)=(A)-(B)	△ 104,854	△ 111,310	△ 71,911
補填金単価 (C)× 0.8	83,800	89,000	57,500

注：100円未満切り捨て

(表2) 肥育牛補填金単価

(生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛)

肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
62,800円	66,700円	43,100円

注：本事業は、新たな事業として基金の運営、管理を平成22年4月から開始したことから、補填金交付額に見合う財源を確保できない場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）同様に、上記補填金単価を減額することがあります。

○ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）

第5の6の(10)の(イ)

県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

あいであ & アイデア

牛の確保に廃物スキーストックを利用

(社)群馬県畜産協会 木村 昭彦

群馬県内で肉用牛肥育経営を行っている I 牧場では、飼養する肥育牛を確保する場合に廃物となったスキーストックを利用していますので、そのアイデアを紹介します。

アイデアの発想

この牧場では黒毛和種、交雑種の肥育牛を飼養しています。飼養方法は大部分がパドックによるものです。1つのパドックには20頭を飼養しているものもあります。

また、当牧場は2ヵ所の農場で約1200頭を、平均4人の従業員で飼養管理を行っています。牛を係留する時にできるだけ時間を掛けずに、かつ安全に牛を捕まえる必要があることから、この方法を考案しました。

製作方法

製作方法はいたって簡単です。使わなくなったスキーストックを廃物利用し、ストックの先端に突いているリングのすき間に、投げ縄のように引っ張れば締まるようにした係留用のロープの輪を引っ掛けるだけです（写真1～3）。

製作費用など

写真の通り、廃物であるスキーストックをそのまま利用しているので、製作費用は一切かかりません。また製作時間もストックをそのまま利用しているだけなので、これまたゼロです。

ストックのリングの形は、写真2のように以前の型の方が利用しやすいのですが、近年の主流である円盤型のリングの場合でも、ロープを挟むための切れ込みさえ入れれば同様に利用することができます。



写真1 ストックの先に係留用のロープを引っ掛けるだけの簡単な作り

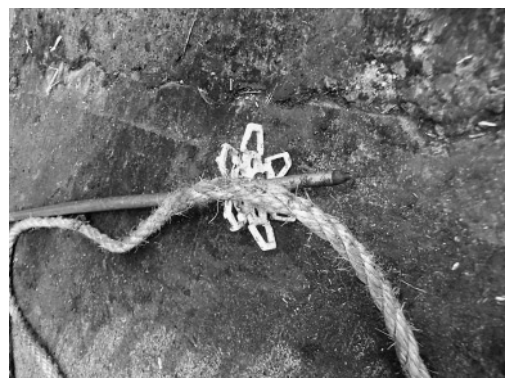


写真2 スキーストックのリング部分の拡大写真（以前主流であった型）

利用場面

同牧場では飼養期間を通して牛の体重を支える肢蹄が重要であるとの認識から、素牛を導入後、削蹄を行っています。削蹄の際、係留する必要がありますので、利用しています。

このほか、牛舎間を移動させる際、肥育期間が満了し出荷する場合など、飼育牛を係留する必要がある時に、このストックとロープを利用して、効率的に牛にロープを掛けています。

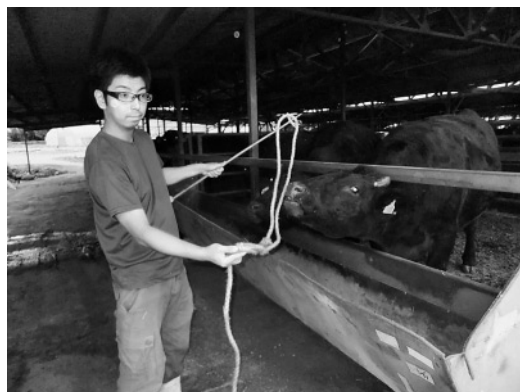


写真3 少し離れた立ち位置でも安全にロープを掛けることができる

利用方法

牛を確保する時には、牛をパドックの一角に追い込んだあと、このストックの長さを利用して、少し離れたところ、例えばパドックの外からでも、ロープの輪を牛の首に通して締めて係留します（図）。

その後、牛を保定する場合には、通常、他の牧場でも行っているように、鼻環、角などにロープを掛け、しっかりと係留した後、保定を行います。

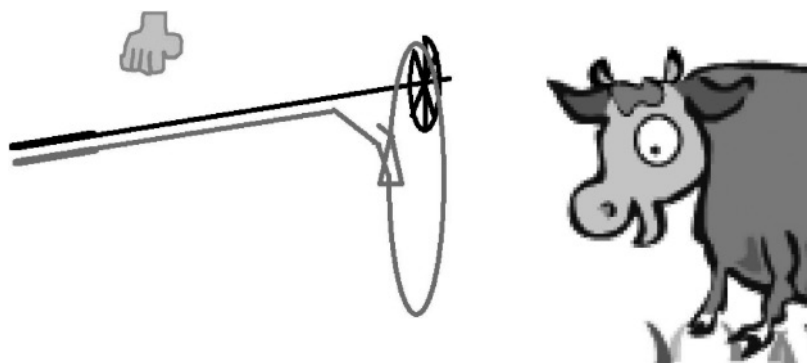


図 ロープの輪を牛の首に通して締めて係留する

その他

確保に使用するためのストックは農場のいたるところに何本も置いてあります。牛を確保する場合のほかにも、牛舎の見回り時、牛をチェックするため起立させる場合などにも利用されます。牧場にとっては、まさに「万能の杖」ともいえそうです。

（筆者：（社）群馬県畜産協会経営支援部長）